

地方公務員法第58条の2及び館山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成25年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

館山市長 金丸 謙一

平成25年度 館山市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数について

(単位：人)

職 種 (採用職種別)	平成25年4月1日～平成26年3月31日					平成26年度
	採用者数	退職者数				採用者数
		定年退職	定年前 早期退職	普通退職	計	
一般行政職	11	1	0	5	6	10
技能労務職	0	1	0	1	2	0
保育士職	6	0	0	1	1	3
幼稚園教諭職	0	1	0	0	1	0
計	17	3	0	7	10	13

(2) 職員数について (平成25年4月1日現在)

◇部局別

部 局	市 長	教 育 委員会	農 業 委員会	議 会 事務局	監 査 事務局	選挙管理 委員会	計
人数(人)	312	73	4	4	2	2	397

◇職種別

職 種	一 般	税 務	薬剤医療	看護保健	保育士	技能労務	教 育	計
人数(人)	249	26	2	17	42	31	30	397

※ 教育は幼稚園教諭及び指導主事

◇年齢別

年齢(歳)	18～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～60	計
人数(人)	30	44	51	54	68	62	57	31	397

2 職員の給与の状況

職員の給与は、給料及び諸手当を合計したものです。

(1) 職員の給与費について

給 与 費 (平成25年度普通会計決算)				1人当たり給与費
給 料	諸手当	期末勤勉手当	計	
13億7,235万円	1億7,324万円	4億8,211万円	20億2,770万円	569万円

※ 特別職(市長・副市長)及び教育長を含まず、手当には退職手当を含まず、途中退職者の人数を調整している。

(2) 職員の平均給与月額等について

職 種	平成25年4月1日現在			
	平均年齢	平 均 給与月額	給 料	諸手当
一般行政職	42歳 1ヶ月	371,134円	328,298円	42,836円
技能労務職	47歳 8ヶ月	357,797円	324,761円	33,036円
教 育 職	37歳 4ヶ月	299,974円	290,408円	9,566円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況について（平成26年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間 45分	8:30	17:15	12:00~13:00

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

(1) 職員の分限処分の状況について

降 任	免 職	休 職	降 給
0件	0件	0件	0件

(2) 職員の懲戒処分の状況について

戒 告	減 給	停 職	免 職
0件	0件	0件	0件

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況について（平成25年1月1日~12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
15,222日	2,793日	394人	7.1日	18.3%

(2) 育児休業及び部分休業の状況について（平成25年度）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業	
		うち両休業 取得者数	取得者数
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	12人	0人	0人
計	12人	0人	0人

※人数は延べ。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成25年度）

(1) 職員研修実施状況

区 分		受講者数	備 考
広域研修	一般研修	34	新規採用職員・初級・中級職員等階層別研修
	実務研修等	19	接遇研修・クレーム対応研修
派遣研修（研修施設）		55	千葉県自治研修センター・市町村アカデミー・日本経営協会等が行う実務研修を受講
市独自研修		96	新規採用職員研修・通信教育等 ※評価者を対象に人事評価研修を実施

(2) 勤務成績の評定の状況

全職員に対して勤務評定（人事評価）を実施。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

館山市の福利厚生制度は、千葉縣市町村職員共済組合の各種給付や事業を中心に職員の生活をサポートし、また、健康管理や体力づくりを積極的に促し、心身共に充実した社会人生活を過ごせるように支援しています。

(1) 職員の健康管理に関する状況

職員の健康状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病健康診断等を実施しています。

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成25年度の補償件数は、次のとおりです。

区 分	傷 害	死 亡
公務災害	1 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

(3) 共済制度

職員の共済制度として、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック等事業）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

8 公平委員会の業務の状況（平成25年度）

職員は、勤務条件や懲戒その他意に反する不利益な処分に対して、公平委員会に要求及び不服申立てをすることが出来ます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし